

# 議 事 録

1. 日 時 令和5年9月22日 開会 午後 2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査会議室

## 3. 出席委員

1 番	山崎 由紀浩	2 番	寺嶋 実	3 番	中島 繁樹
4 番	山本 建樹	5 番	立花 吉廣	7 番	池田 賢治
8 番	竹内 博之	9 番	橋本 誠二	10 番	藤田 正子
11 番	山端 昌明	12 番	村上 和義	13 番	荻野 俊明
14 番	荻野 啓司				

以上 13名

## 4. 欠席委員

6 番 藤田 哲夫

以上 1名

## 5. 出席推進委員

井上 廣文 田中 伸一 水田 秀樹  
西海 邦雄

以上 4名

## 6. 事務局

加藤局長 岸本係長 宮本事務職員

以上 3名

## 7. 議 事

### 議事内容

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと  
議案第34号 同 法第5条の規定による許可申請審議のこと  
議案第35号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと  
議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明審議のこと  
報告第29号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと  
報告第30号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第4回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、13名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

8番 竹内 博之 委員

9番 橋本 誠二 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が4件、報告が2件です。

はじめに「議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。1番・2番につきましては、前月分の継続審議案件です。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月は3件の申請がありました。

昨日の小委員会では現地調査をしていますので、まずは1番と2番の土地を併せて報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番と2番の土地について報告します。

議案第33号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおり、2番の土地の位置は、2ページ表示のとおりです。現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、共に市街化調整区域です。先月は、この土地ではなくて、譲受人の所有の土地が放棄地状態であり、すべて耕作している状況ではないため、保留扱いになったものでございます。この2筆の土地につきまして、先月の議案終了後、事務局が本人に対して、適正な管理をするよう指導をされています。その後、草刈りをご本人がされたのですが、きわめて不十分な草刈りで、管理ができていないと言いがたいという状況でございました。さらに、事務局のほうから、これでは不十分だから、適正にするようにという指導もいただいたようなのですが、その後全く改善がなされておらず、昨日の小委員会で確認をさせていただきましたが、変わっていないという状況でございました。ついては、状況が改善されない限り、このまま承認するわけにはいかないというのが、昨日の小委員会の意見でした。それを踏まえまして、本委員会での審議、よろしく願いいたします。

山本議長： 〇〇委員が現地の写真を撮られています。それを各委員に見ていただき、各自のご意見をいただきたいと思っております。

— 各委員閲覧中 —

山本議長： それでは、〇〇番〇〇委員からご意見をお願いいたします。

〇〇委員： 適正な管理の部分からすると、畔の草の部分をしっかり刈って管理していただくのが通常ではないかと思っております。それができるまでは、許可は難しいと思っております。

〇〇委員： こちらからやってほしいということ、されていないのであれば、これは致しかたないと思っております。

〇〇委員： 草をもうちょっと刈って管理すれば、農業委員会としては許可できると思うけど、この状態を許可したら次から次へと同じようなことが出てくると思います。

〇〇委員： 1665番の1の田の方は中だけ鋤いているようで、そこはいいかなと思ったが、畔の所が全くされていない、これは具合が悪かったです。これでは許可できないと思いました。

〇〇委員： 小員会の方でも、現地調査した結果、許可するのは難しいという意見を聞きましたが、今の所有農地のすべてを耕作するというのを、きちんとされた時点で、許可するのが良いのではないかと。

〇〇委員： 私も皆さんと同じように、ちょっと管理ができていないと思います。〇〇委員のおっしゃったように、また指導して進めていったらいいと思います。

〇〇委員： 改善されるまで、許可をすべきではないと思います。

〇〇委員： いろんな事情があると思うのですが、やはり耕作してもらわないと許可はできないと思います。

〇〇委員： 畔の草を刈ってもらったら、許可してもいいと思います。

〇〇委員： 皆さんと同じ意見です。今回は見送った方がいいかと思います。ただ私が思っているのは、今耕作している方でも、畔の草をほったらかしの方もいます。言っても刈ってくれない方もいらっしゃいます。

山本議長： 各委員からのご意見をいただきました。本件につきましては、畔の草刈りができるまで引いていただくことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 引くというのは、どういった意味ですか。

加藤局長： 補足ですが説明させていただきます。

残念ながら、〇〇委員に何回も見ていただいて、昨日の昼にも刈っていなかったという状況を考えますと、先月と同じように、また来月送りにしたところで、実際いつ刈ってくれるのか、事務局もわからない状況です。いま、会長がおっしゃった意味は、一旦申請者の方で取下げいただいて、この2つの土地の草刈りができた状況で、改めて申請をいただいたら、そのタイミングで農業委員会の議案として上程させていただき、審議していただくということでございます。

山本議長： 事務局、それでよろしいですか。

事務局職員： 〇〇委員からも、丁寧なご説明をいただきまして、また、会長からも皆様のご意見を踏まえた上で、ご発言をいただきました。先ほど局長から説明がありましたとおり、事務局として先月の審議の結果を申請者にお伝えし、昨日の小委員会の日時もお伝えした

うえで、昨日の小委員会で現地調査をしています。先程、局長の説明がありましたとおり、先月と同じような結論で、今月も2か月保留しても、いつ刈るのかわからない、もうひとつは、申請書を受理している状態で、標準処理期間がありまして、10日まで申請を受付しまして、24日の委員会で採決しまして、翌々に許可書を交付するという流れとなっております。それが全部耕作要件に疑義があるということにより、2か月連続で保留しますと、その標準処理期間を無視した形になりますので、局長から説明がありましたとおり、もしよろしければ申請者の方から申請を取り下げてください。特に地元の〇〇委員に見ていただいて、これであれば大丈夫という確認をいただき、皆さん納得できるような形で、直近の農業委員会で諮っていただければというのが、事務局の考え方です。

山本議長： 本件について、問題の2筆の農地が耕作もされておらず、適正に管理もされていないと認められるため、一旦、申請を取り下げてもらいたいと思いますが、ご意見等ありませんか

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 申請者に、周辺地域への調和を損ねるからだめですと言わないと、相手が納得しないのではないかと。

事務局職員： 地域調和要件ですけれども、具体的に言いますと、地元農会長と水利組合長の同意がひとつの目安になりますが、本件は、全部耕作要件が問題となっています。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 同意判を押したことを言わなくてもよいのではないかと。

事務局職員： 地元の代表の方が同意されていると、地域の調和を満たすこととなります。同意判を押されていないということであれば、そういった理屈は成り立つのですが、地域の代表の方が同意判を押されている以上、書類上は整っています。地域調和要件が整っている以上少し無理があると思います。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇です。〇〇番の〇〇委員が言われていたことを申請者に説明してほしいと思います。当初、現地確認したけれども、再度現地調査をした結果、農業委員会としては、地域調和要件に合致しているとは認め難いということは言ってあげた方がいいのではないかとと思いますが、いかがですか。

事務局職員： 先月の審議の結果も行政書士を通じて、〇〇委員がおっしゃられたとおり、お伝えしております。あくまでも書類の申請を地元の〇〇委員、〇〇委員に確認した状態と、実

際に現場を確認した状態ではちょっと違っていた。やはり適正管理が十分にされていないので、全部耕作要件を満たしていないという判断になっていますということを申し上げます。今回も申請を取り下げしていただくにあたり、委員の皆様がおっしゃられた内容のことをお伝えさせていただきます。〇〇委員からもおっしゃっていただきましたけれども、事務局としても、小委員会の日時までお伝えして、現地調査をしますと言ったにも関わらず、草刈りをされていない。〇〇委員も毎日のように現場を見ていただいているにも関わらず、草刈りをされている形跡がないことも確認させていただいていますので、本日、委員各位のご意見を踏まえた上で、委員会の判断をお伝えしたいと考えています。

山本議長： それでは、ご本人の方から申請を取り下げしていただくという結論となりました。これで、皆さんよろしいでしょうか。ご意見ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

山本議長： それでは、次に移ります。  
3番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、3番の土地について報告します。  
議案第33号の3番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調べており、昨日の小委員会では、法第3条第2項各号には該当しないので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。  
よって、「議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」の3番は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月は1件の申請がありました。  
昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。  
議案第34号の1番の土地の位置は、現地調査図4ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。設定する権利の種類は、賃借権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、自動車専用道路等の出入口から300メートル以内にあることから第3種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も調べており、昨日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。  
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 3点程確認をさせてください。  
申請者の隣で事業を行っているということですが、4ページの地図を見るとの地図でいうと、すぐ隣で事業を行っているのに、今回の転用目的のために、これだけの面積が本当に必要なのかと思います。

事務局職員： 申請書には、隣で事業を行っていると書いていますが、4ページの調査図を見ていただくと、太く囲っているのが今回の申請地です。その南側に畑のマークがありまして、実際に事業を行っているのが、その畑のマークのすぐ南の土地で、こちらの方で現在は資材置場とダンプ置場で利用されていますけれども、手狭になったため、今回の土地を借り受けたいということで、厳密に言えば隣接していないということになります。

〇〇委員： 土地利用計画図の中には、資材置場とダンプ置場が書かれていますが、もう少し詳しい車の台数、具体的な資材などが記載されているものはありますか。

事務局職員： 現地調査図4-2の土地利用計画図と、1つ畑を挟んだ南側での事業図が添付されていて、実際にダンプを何台置くのか、建築資材置場での具体的な資材は何か、お伺いはしましたけれども、ダンプの台数については、はっきりした数は分かりませんが、今の利用の図面を見ますとダンプも数台置かれているような事業をされています。資材につきましては、建築用の資材以外にはわかりませんが、定款を見ますと、産業廃棄物の処理、土砂、建築資材の販売等をしている会社となっています。

〇〇委員： 説明でだいたい理解はしたのですが、今回は今の土地が手狭だから、申請地を借りるということと、申請地はインターチェンジから300m以内の第3種農地で原則許可することになっていますが、特に申請人が遠方に住んでいて耕作ができない事情でもあるのですか。

事務局職員： 譲渡人は魚住町鴨池にお住まいの方で、水の便が悪く譲受人の申出に応じたいとのことです。

山本議長： よろしいでしょうか。

〇〇委員： はい。

山本議長： 他にご意見、ご質問等あればお受けしたいと思います。ございませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。  
よって、「議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第35号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。  
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。  
よって「議案第35号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山本議長： 次に「議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」を、議題にします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月の案件は、1件です。

本案について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 相続開始年月が、昨年の12月19日ですね。今日は9月22日です、9か月くらい経っていますが、期間的には大丈夫でしょうか。

事務局職員： 詳細は税務署から相続人あてに申告期限の通知が送られてきます。

事務局では、相続が発生してから10ヶ月以内に申告しなければならないと承知しています。

山本議長： よろしいでしょうか。

〇〇委員： はい。

山本議長： 他に、ご質問等ございませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本証明願について、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第36号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」は、承認することに決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。「報告第29号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： ただ今、「報告第29号」「報告第30号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。  
これで、第4回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時52分 終了)

※ 小委員会                      令和5年9月21日(木)    14時00分～

・出席委員

山本会長      中島職務代理者      池田委員  
橋本委員      山崎委員              荻野(俊)委員

・事務局

加藤事務局長    岸本係長

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長                      山   本                      建   樹

署 名 人                      竹   内                      博   之

署 名 人                      橋   本                      誠   二